

# 支部社協運営及び事業助成金交付要綱

(助成金交付の目的)

第1条 関市社会福祉協議会（以下「市社協」という）の16支部（以下「支部社協」という）がその組織を運営し、また、地域住民の参加・協力のもとで、主体的かつ自主的な地域福祉事業を実施することにより、地域福祉の確立及び推進が図られることを援助する目的で助成金を交付する。

(助成金交付の対象)

第2条 この助成金は、支部社協の運営及び支部社協が行う次に掲げる事業の実施にかかる経費を交付の対象とする。

## 一 支部社協運営事業

ア 支部社協の運営及び調査、企画、連絡調整事業

イ 地域の実情に即した地域福祉推進事業

支部社協の運営に当たっては、事務費として支部社協の事務を担う者への報酬、事務を行う機関への負担金、活動拠点の費用、事務局体制整備にかかる備品費などを対象とする。ただし、事務費として計上できる額は上限18万円までとする。

## 二 地域福祉活動事業

ア 見守り訪問事業

配食サービス、友愛訪問など訪問による地域住民の安否確認等

《対象経費》食材費、会場使用料、容器代、品代、手紙等の用紙・印刷代など

イ ふれあい事業

子育てサロン、介護者のつどい、こどもの居場所、多世代型サロンなど、地域住民が集う場の提供

《対象経費》品代、会場使用料、食費、用紙などの消耗品代、印刷代、講師代など

ウ 広報・啓発事業

支部社協だより等印刷物の発行、学習会など地域住民への情報提供や啓発活動

《対象経費》印刷代、原稿代、写真現像代、郵送代、飲み物代、会場使用料、講師代など

エ 地域づくり事業

小地域住民福祉活動計画策定に関する事業（計画策定や見直しに関する会議や計画の内容を伝える印刷物の発行等）、ボランティア人材育成講座、地域づくりのための講座、学校と連携した福祉学習など

《対象経費》会場使用料、飲み物代、印刷代、通信運搬費、講師代など

オ 生活支援事業

住民同士の支え合い活動、買い物支援、理美容などの生活支援サービス等

《対象経費》通信運搬費、レンタル料、ガソリン代、保険加入費用など

### 三 ふれあい・いきいきサロン事業（必須事業）

基本的に65歳以上の高齢者を対象とし、小地域において地域住民が主体となり進める地域交流の場として、仲間づくりや生きがいづくり、居場所づくり、社会的孤立感の解消、健康への意識向上、認知症などの介護予防などを行い、高齢者が地域でいつまでもいきいきと暮らせることを目的とする事業

《サロンの登録》新規立ち上げサロンについては、ふれあい・いきいきサロン登録カード（様式第10号）を市社協に提出すること。なお、登録内容に変更があった場合は速やかに市社協に報告すること。

《助成額》参加者およびスタッフ1名につき上限2000円を助成する。ただし、総額の上限は1回につき5,000円とする。

《対象経費》会場使用料、食費（酒類は含まない）、講師代など

※お祭りや敬老会、外出は含まない。

※特定の対象者（老人クラブやボランティアグループの会員）のみは含まない。

※他団体が主催するものは含まない。

### 四 見守りネットワーク事業（必須事業）

地域で支援が必要と思われる方を対象に、安否確認やニーズ（課題・困りごと）把握を目的とした見守り活動を実施し、把握した課題の共有とその解決に向けた話し合いを行う事業

支部社協内に見守り活動班を編成し、3か月に1回程度班会議を開催することで情報共有等を行う。

《対象経費》会場使用料、班会議の際の飲み物代など

### 五 福祉のまちづくりネットワーク会議事業（必須事業）

地域の福祉課題や生活課題を明らかにし、地域住民が主体となって課題解決を図るための方法や地域福祉活動について考え実施することで支え合いのまちづくりを目指すための事業

開催にあたっては、各地域の実情に合わせて下記構成メンバーで3～4ヶ月に1回の実施を目安とし、別紙様式第6号により開催計画を市社協へ提出する。なお、福祉のまちづくりネットワーク会議は役員会を兼ねることもできる。

《構成メンバー》支部長および支部社協役員を中心とし、民生委員、福祉委員、自治会長、地域委員会、老人クラブ、ボランティア団体、市社協、専門機関（地域包括支援センター、保健センター、警察等）、PTAなどで構成する

《対象経費》会場使用料、飲み物代、印刷代、通信運搬費、講師代など

（助成金の財源）

第3条 助成金の財源は次のとおりとする。

- 一 当該年度社協会費総額から福祉教育推進事業等会費による事業の予算額を引いた額
- 二 関市補助金（ふれあい・いきいきサロン事業補助金）

（助成金の算定方法及び交付額）

第4条 助成金の交付額は、次の方法により算出した額とする。

交付額は、前年度10月末日までに納入された会費額をもとに、過去3年間の助成実績の平均割合で

計算し算出した額を上限とする。ただし、交付額は財源の範囲内とする。

(助成金の交付申請および交付決定)

第5条 この助成金の交付申請は、別紙様式1号による交付申請書に事業実施計画書(様式2号)、収支予算書(様式3号)を添付し、市社協が指定した日までに市社協会長に申請するものとする。

2 会長は、前項の交付申請書の提出を受け交付額を決定し、別紙様式4号により通知するものとする。通知を受けた支部は速やかに請求書(様式5号)を提出するものとする。

(助成金の交付方法)

第6条 この助成金は3期に分けて交付する。

(実績報告および清算)

第7条 この助成金交付による対象事業が完了したときは、別紙様式第7号による実績報告書、収支決算書を次年度5月末日までに提出するものとする。なお、交付額に1万円を超える余剰金が生じたときは、次年度4月末日までに支部社協助成金返還報告書(様式第11号)を提出し、その後清算する。

2 ふれあい・いきいきサロンの実施報告は半期ごとの報告とし、ふれあい・いきいきサロン実施報告書(様式第8号)を市社協が指定した日までに提出するものとする。

3 福祉のまちづくりネットワーク会議については、別途福祉のまちづくりネットワーク会議実施報告書(様式9号)を市社協が指定した日までに提出することとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。
- 1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。
- 1 この要綱は、平成19年6月1日から適用する。
- 1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。
- 1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。
- 1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。
- 1 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。
- 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。
- 1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。
- 1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。
- 1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
- 1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。
- 1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。
- 1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。